正誤

令和四年十二月六日法務省告示第二百二十三号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

二ページ二段一〇行目から一一行目までを削除する。

令和二年十月二十九日（号外第二百二十六号）国土交通省告示第千三百三十号（船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三六	二	一七～一八	「酢酸シクロヘキシル」、	「酢酸シクロヘキシル」、「1，3－ペンタジエン－二量体（溶融状のものに限る。）」、
四二	二	三		
三六	二	終りから一六～三	「ヘキシレングリコール」、	「ヘキシレングリコール」、「炭化水素ワックス」
三七	二	〃		
三八	二	三		
四〇	二	〃一六		
四二	二	一八		
三六	二	終りから二〇～一九	生ずるものに限る。）」	生ずるものに限る。）」「パラフィンワックス（精製されたもので、鉱油の含有量が0.5質量％を超え5質量％以下のものに限る。）」
三七	二	〃一〇～九		
三九	二	六		
四二	二	終りから一三		
四〇	二	一五	掘削用ブラインの「パーム核油脂肪酸蒸留物」、	掘削用ブラインの「パーム核油脂肪酸蒸留物」、「パラフィンワックス（精製されたもので、鉱油の含有量が0.5質量％を超え5質量％以下のものに限る。）」、
四一	二	二		